

生駒市介護老人保健施設「やすらぎの杜優楽」
指定管理者募集に関する質問への回答

募集要項関連

質問内容：【募集要項 4 ページ 5 管理運営の基準について】

(3) 事業実施に係る標準的な条件の①提供サービスの維持及び事業の継続性の確保に記載されています。「現在、介護老人保健施設に勤務する職員で、引き続いて介護老人保健施設での就労を希望する職員については原則として引き続き雇用するものとし、…」とありますが、現在、介護老人保健施設に勤務する職員については、現在の指定管理者との雇用契約が最優先されるため、指定管理者が変更となった場合は、「現在の指定管理者との労働契約が終了し、令和3年4月1日以降に介護老人保健施設を退職する職員の中で、引き続き再就職を希望する職員については採用すること。」と記述されるのが正しいのではないのでしょうか。

回答：現在の介護老人保健施設に勤務する職員の雇用については、一律に継続を求めるものではありません。現在介護老人保健施設に勤務する職員で、令和3年3月末で雇用契約が終了する場合で、本人の希望があったときは、原則として引き続いて新指定管理者で雇用するということです。